

近畿大学附属豊岡高等学校・中学校

# 学校いじめ防止基本方針

令和3年4月1日

## 第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策に関する基本理念は次のとおりとする。

- いじめは全ての生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分認識した上で、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを十分理解し、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ問題と正面から向き合うことを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、総がかりでいじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 1. いじめの理解

「いじめ」とは「当該生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

以下はいじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥嫌がらせや意地悪など、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑦暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑧いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。
- ⑨いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 2. 生徒の発達期の特徴といじめの防止等

#### (1) 中学校

思春期に入り、保護者や友人と異なる内面の世界に気づき、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索しはじめる時期である。また、反抗期を迎え、友人関係を重視し、親子のコミュニケーションが不足しがちになるが、一方では友人からどう見られているかが非常に気になり、一部には本音で仲間と交流しない傾向も見られる。

この時期には、自己を見つめ、その向上を図るなど人間としての在り方・生き方に関する思考を育むとともに、相手を思いやり、相手を尊重し、周りの目を気にすることなく、自ら正しいと判断した行動をとれる態度を身につけさせることが大切である。

また、インターネット利用の光と影の部分を疑似体験により理解させるなど、情報モラルや情報リテラシーを身につけさせることも重要である。

## (2) 高等学校

思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望し、人間としての在り方・生き方を真剣に模索する時期である。中には将来を考えることを放棄し、目の前の楽しさを追い求める若者も見受けられる。さらに、特定の仲間集団の中では濃密な人間関係を持つが、集団の外の人や、社会に対する意識や関心が低下しているという指摘もある。

この時期には、自らの個性、適性を伸ばし、自分にふさわしいよりよい生き方について考えさせるとともに、自発的、自治的な活動の中で、様々な役割を果たし、期待に応えながら、自他の生命や人権を尊重し、社会性や自律性を高めるなど、人間的成長を図ることが必要である。

また、インターネット上の誹謗中傷や犯罪行為の事例等を用いていじめの問題点について考えるなど、情報モラル、情報リテラシーを向上させることも必要である。

## 3. いじめの現状

### (1) 「目に見えにくい」いじめの増加

いじめが社会問題化した昭和 60 年代には、暴力行為を伴ういじめが顕在化した。しかし、近年は仲間はずれや無視など心理的な攻撃を伴ういじめが増加しておりその被害が周りには見えにくく、いじめが長期間にわたり潜在化することもある。

### (2) インターネット上で行われるいじめの増加

電子メールやソーシャルネットワークサービス上で行われる誹謗中傷などによるいじめについては、学校や家庭では非常に見えにくい。

時には、インターネット等の匿名性を悪用している意識が見えたり、発・着信元が非常に広範囲に及んだりする場合もある。このことは中・高校生のみならず、小学生でも起こっている。

## 4. いじめの問題の克服に向けた基本的な方向

いじめの問題の克服に向けた基盤として、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって、生徒一人一人の人的成長を促すことが必要であり、特に学校においては、全ての教科・科目を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。

このことを前提として、基本的な方向を「個の成長」「豊かな人間関係」「組織的な取り組み」「いじめの問題への理解」の 4 点とした。

### (1) 自分で判断し行動できる人間に生徒を育てる。～個の成長～

学校においては、生徒が主体的に授業・学校行事に参加、活躍し、達成感を得られるように教育活動を進める中で、学校生活によりよく適応し、自己を生かして主体的に生きていくことができるよう指導・援助する。その際、学級活動、生徒会活動等を通して、いじめ防止の活動や携帯電話等の使用のルールづくり等について自ら考え、実行させたりすることが重要である。

そのためにも、教職員が生徒一人一人について理解を深めるとともに、日常の望ましい生活態度の形成をはじめとして、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援する必要がある。

**家庭**においては、家族の愛情に包まれることが、成長過程にある生徒の自立を堅固なものとして他者への思いやりを持ち、調和の取れた人間関係を形成する上で重要であることを認識することが大切である。その上で、一人一人の子どもの個性をかけがえのないものとして尊重し、得意とする分野を豊かに伸ばし、積極的な生き方を身につけさせる家庭教育を進めることが大切である。また、家族そろって地域の行事等に積極的に参加することにより、先輩や友人、年少の子どもたちとのふれあいを通して人間関係を結ぶ力が育まれる。

## (2) 生徒同士の心の結びつきを深め人間関係を豊かにする。～豊かな人間関係～

**学校**においては、人間は共に生きているという原点に立ち返り、互いを思いやり、互いを尊重しながら成長し合うことが大切であることを生徒に十分理解させ学校の教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識の醸成に努める必要がある。

そのため、教職員は心のゆとりを持って子どもに寄り添い、暴力を許さず、生命や人権を尊重する心を育む教育を推進し、生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行うことや、障害のある生徒と、障害のない生徒との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進することが大切である。

**家庭**においては、幼児期から親子の絆や信頼関係を深める機会づくりが大切である。その中で、基本的な倫理観、自立心などとともに、他者を思いやることや生命の大切さを教える。

## (3) いじめの問題に組織的に取り組む。～組織的な取組～

**学校**においては、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向け、教職員の対応能力の向上に努めなければならない。また、学校における教育相談体制を充実させるとともに、いじめが疑われる情報があつた場合には、速やかに対応する必要がある。また、学校・家庭・地域が相互に連携を密にし、外部人材の積極的活用等により、いじめの解決に努めるとともに、いじめが解決したと思われた後も見守り続けるなど、定期的な情報交換に努める必要がある。

**家庭**においては、子どもが悩み等を打ち明けられる雰囲気づくりなど、子どもの変化に気づくことができる親子関係を築くことが大切である。また、我が子がいじめの被害にあつた場合は全力で守り、あるいは、我が子がいじめに関わつた場合は、その要因や背景も聞きながら、相手の子どもの立場に立って、どうしていくべきかを我が子と共に考える姿勢が大切である。

(4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

～いじめの問題への理解～

**学校**においては、複雑化、多様化するいじめの現状やいじめの防止等に向けた取組の重要性等について、校内対応マニュアルの作成・活用等を通して教職員が共通理解した上で、生徒への日常的な指導や保護者・地域への啓発に取り組む必要がある。

**家庭**においては、保護者向け啓発資料等を活用し、いじめが重大な人権侵害であることや保護者の姿勢が我が子に与える影響について深く認識する。

また、学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、家庭のルールづくりを行い、実行することが大切である。

## 第3 いじめの防止等に関する学校の取組

学校のいじめ防止等の取組は、以下のことを基本として取り組む。

### 1. いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

本校では、いじめの問題への取組に当たっては、管理職のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む。

いじめ防止等の取組について基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、管理職、複数の教員、養護教諭等から構成する校内組織を設置しこの組織を中心に教職員全員の理解の下、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

さらに、学校いじめ防止基本方針による取組や校内組織の機能について、定期的に点検・評価を行い生徒の状況や実態に応じて改善するように努める。

#### (1) 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針には、いじめの未然防止、早期対応の一連対応、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容について実効性を持つよう具体的な実施計画や実施体制を定める。

#### (2) いじめ防止対策のための校内組織

いじめ問題への対応に当たっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応が重要であるが、その中核となる校内組織を設置する。この組織は次の機能を担う。

- ①学校いじめ防止基本方針の見直し
- ②いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- ③いじめに関する生徒・保護者に対する意識啓発
- ④いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知

### 2. 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、全教職員の協力体制の下、生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実践する必要がある。

#### (1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じて、生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。

このことを基盤として、生命を尊重する心や規範意識を育む道德教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

## (2) いじめに対する正しい理解

学級活動、学年または全校集会等、あらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを生徒と教職員が共有し、生徒一人一人に対し、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心や、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。

また、いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめを受けている生徒やいじめについて訴え出た生徒は守り通すという教職員の明確な姿勢を日頃から生徒に伝える。

## (3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育成する。また、学級活動、生徒会活動等でいじめ防止の活動を自分たちで考え実施する主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。

また、教育は人格と人格の触れ合いであり、教職員の姿勢は生徒の重要な教育環境である。生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長させたりすることがないように、言葉遣いを含め行動に注意を払うとともに、配慮を要する生徒を中心に据えた教育活動を展開する。

## (4) 生徒や学級の状況の把握

日頃から生徒と同じ目線で物事を考え、場を共有する中で、行動や身だしなみなどに変化が見られる場合には、面談するなど早期に関わる。

また、生徒及び保護者への意識や、人間関係、ストレス等に関する諸調査により、生徒や学級の状況を把握し、カウンセラーや特別支援学校の特別支援コーディネーター、必要に応じて外部の専門家の助言も参考にしながら具体的な指導計画を立てる。

さらに、配慮を要する生徒の進級や進学、転学に際し、教職員間や校種間、学校間で適切な引継ぎを行う。

## (5) 校内研修の充実

いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修やいじめの事例研究により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

## 3. 早期発見

いじめの問題については、早期の発見が、早期の解決につながる。そのため日頃から生徒の観察や信頼関係の構築に努める。

また、いじめは、大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい

を装って行われたりするなど見えにくいものであることを踏まえ、いつでもいじめが起こり得るという前提を教職員の間で共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

#### (1) 教職員の対応能力の向上

教職員が人権感覚を磨き、生徒の立場に立ち、生徒を守る姿勢が大切である。また、集団の中で配慮を要する生徒に気づき、ささいな言動から、心の叫びを敏感に感じ取れるよう、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

#### (2) 日常的な実態把握

いじめを早期に発見するためには、休み時間等における教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検、教育相談を行うとともに、教室等に相談窓口の案内を掲示する。

#### (3) 相談しやすい環境づくり

生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気のいる行為であり、新たにいじめの対象になったり、いじめを助長したりする可能性を十分に認識し、相談しやすい環境づくりを進める。

訴えがあった場合には、担任等やカウンセラーが、まず、生徒のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、心の安定を図る。そして、可能な限り具体的な内容を聴き取る。また、最後まで守り抜くことを伝えるなど、安心感を持たせるよう配慮する。

周囲の生徒の訴えについては、当該生徒がいじめを受けることのないように、きめ細かな配慮を行う。また、その訴えを受け止めた上で、事実確認とともに、いじめの解消に向けて、迅速に取り組む。

保護者の訴えについては、日頃から保護者と連携し、信頼関係を築いた上で、保護者の心情を十分理解し、対応する。

なお、教育相談で得た生徒の個人情報の保護の取り扱いについては明確にしておく。

### 4. 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、校内組織を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関連携の下で取り組む。

また、いじめの再発防止のため、継続的に見守る。

#### (1) いじめへの組織的対応

いじめが疑われる情報があった場合、いじめを受けた、又はいじめを知らせた生徒の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。

指導にあたっては、校内組織で対応する。当事者双方、周囲の生徒から個々に事

情を聴き取り、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して生徒、保護者に対応する。また、事案に応じて教育委員会、関連機関と連携する。

この際、加害・被害だけでなく、いじめを助長する生徒、いじめに暗黙の了解を与えてしまう生徒を含め、いじめ事案に関わった全ての生徒に深く関わり、人間的成長につながる指導が必要である。

また、いじめが解消したと見られる場合でも、カウンセラー等とも連携し心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。

## **(2) いじめを受けている生徒及び保護者への支援**

いじめを受けている生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者には、その日の内に面談し、事実関係を伝える。なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

## **(3) いじめを行っている生徒への指導及び保護者への助言**

いじめを行っている生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。

その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう生徒の心情や言い分を十分聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事象については、警察との連携による措置も含め対応する。

懲戒を加える際は、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。

## **(4) 周囲の生徒への指導**

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。特に「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促すことが重要である。

## **(5) 兵庫県教育課との連携**

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに兵庫県企画県民部管理局教育課私学係へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。

また、必要に応じて、臨床心理士等の支援を要請する。

## 5. インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、生徒、保護者への啓発に努める。

未然防止では、発達段階や携帯電話等の使用頻度に応じて、学級活動、生徒会活動等において携帯電話、スマートフォン等の使用について、ルールを自分たちで考え実行する等の取組により、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方がメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てることが必要である。また、携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携するため、保護者会等で携帯電話等の使用に関する学校のルールを共有する。

早期発見では、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

早期対応では、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

なお、保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

## 6. 家庭や地域との連携

### (1) 家庭や地域への啓発

保護者会や地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を設けるとともに、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解促進を図るため、学校通信等により啓発する。

また、いじめに対する家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できるよう相談窓口や連絡体制の周知を図る。

### (2) 家庭や地域からの協力

多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、学校と育友会や「豊岡市子どもと心でつながる市民運動推進協議会」等、地域団体との地域ネットワークづくりを行うとともに、地域における「子ども見守り活動」等の教育支援を求めることが必要である。

## 7. 関係機関との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、管理職や生徒指導担当教員等を中心に日頃から学校や地域の状況の情報交換を行うとともに、定期的に、また、必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催する。加えて、非行防止教室を開催し、警察官等が生徒を直接指導するなど、いわゆる「顔の見える連携」を行う。

なお、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すると思われるいじめに関しては、早期に所轄警察署や少年サポートセンターに相談するとともに、生徒の生命・身体の安全がおびやかされている場合には、直ちに通報する。

また、いじめを行っている生徒の背景に、保護者の養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

さらに、法務局人権窓口などの相談窓口の情報についても適切に周知するほか、必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携した教育相談を行う。

## 第4 重大事態への対処

### 1. 学校による調査

学校が、しっかりと事実に向き合うことで、次に掲げる事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、管理職の指示の下、組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を実施する。

#### (1) 重大事態の意味及び調査

##### I いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

##### II いじめにより、本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、管理職の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

##### ア 調査主体

学校が調査の主体となる。

##### イ 調査を行うための組織

調査を行う委員は、職能団体等の推薦により専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

##### ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校がしっかりと事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

また、学校は調査組織に対し積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

##### ○いじめを受けた生徒から聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査、聴き取り調査を行うことが考えられる。

この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。いじめを行っている生徒のいじめ行為を止めるとともに、いじめを

受けた生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

さらに、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関とも適切に連携したりして対応に当たる。

#### ○いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など聴き取りが不可能な場合、迅速に、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議した上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等による調査に着手する。

#### ○生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止の観点から自殺の背景調査を実施する必要がある。その際、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の点に留意する。

- ・遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対してもできる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して、主体的に在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、目的・目標、組織の構成、概ねの期間や方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- ・できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、それらの信頼性の吟味を含めて客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性のあることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

### (2) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について適時・適切な方法で、経過報告に努める。

この際、他の生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として説明責任を怠ることがないようにする。

また、質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講ずる。

### (3) 重大事態の発生及び調査結果の報告

重大事態の発生及び調査を行った結果について、知事へ報告する。

調査結果を報告する際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は当該生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

## 第5 いじめの解消について

- ①いじめの行為が止んで3ヶ月が経過した
- ②被害者の苦痛が治まった

## 第6 いじめの防止等の検証及び見直し

この基本方針及びそれに基づくいじめ防止等の対策については、総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

## いじめ早期発見のためのチェックリスト

### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子供がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子供が残る
- 特定の子供に気を遣っている雰囲気がある

## いじめられている子

### 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- おどおどしている
- にやにや、へらへらしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 表情が暗く、元気が無い
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室に行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

### 授業中・休み時間

- 発言すると友達から冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

### 昼食時

- 他の子供の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 好きな物を他の子供にあげる

### 清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

### その他

- トイレなどに個人を中傷するような落書きが書かれている
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が隠されたり壊されたりする
- 理由も無く成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする

## いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や家庭で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子供にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子供に指示を出す
- 他の子供に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子供にきつい言葉をつかう